

愛知上競技協会 スポーツ団体ガバナンスコード遵守状況の自己説明

※本連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.aichi-rk.jp>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	【原則1】組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・2026年のアジア大会、2028年の全国高校選手権に向けて、計画調整を行う。	
2	【原則1】組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・日本陸連が2022年2月に発表した中長期計画「JAAF REFORM」のコンテンツの一つである組織強化のビジョンとして「経営基盤安定と組織力強化に向けた基盤整備」を参考にし、人事運用を実現するための研修やインタビューを実施する。	中長期計画 事業方針・事業計画・収支予算
3	【原則1】組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・事業年度ごとに事業計画書、収支予算書について理事会で協議、承認を行い、本協会のWEBサイトにおいて今後公開する。 (https://www.aichi-rk.jp)	(2024年度) 事業方針・事業計画 ・収支予算 ・定款
4	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・2023年度の役員改選において、外部理事は未達成、女性理事は12%（3名）となり、目標割合に達成していない。 ・栄章の受章者選考にあたっては、栄章審査委員会委員が参画している。	・役員名簿 ・次期評議員候補者及び次期役員候補者のスキルマトリックス ・栄章審査委員会 ・定款細則
5	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・現状、25名の理事により理事会を構成している。 理事会に上程する議案は、事前に常務理事会で検討しており、理事会において闇達な議論がなされている。	・役員名簿
6	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・定款細則により、役員は就任時において、その年齢が73歳未満でなければならないとする規定を定めている。	・定款細則
7	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員については、次期役員候補者選定委員会（2023年度の役員改選に関する委員会名称は、2023年度評議員及び役員候補者選定委員会）を設置して検討しており、その選出方法及び選出過程について理事会の関与を受けていない。	・定款細則
8	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) その他組織運営に必要な規程を整備すること①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款をはじめ、定款細則、専門委員会運営細則、登録会員規程、理事会規則、常務理事会規則、経理規程、事務局規程を整備している。	・定款・定款細則・登録会員規程・理事会規則・常務理事会規則・経理規程・事務局規程
9	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること②法人の業務に関する規程を整備しているか	・文書管理規程、個人情報保護方針、危機管理規程を整備している。	・文書管理規程・個人情報保護方針 ・危機管理規程
13	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) その他組織運営に必要な規程を整備すること③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・理事の報酬及び役員等の費用に関する規程、評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程、評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程ガイドライン、給与規程、職員旅費規程を整備している。	・理事の報酬及び役員等の費用に関する規程・評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程・評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程ガイドライン・給与規程・退職金規程・職員旅費規程
14	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) その他組織運営に必要な規程を整備すること④法人の財産に関する規程を整備しているか	・特定費用準備資金等取扱規程、寄付金等取扱規程を整備している。	・特定費用準備資金等取扱規程 ・寄付金等取扱規程
15	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) その他組織運営に必要な規程を整備すること⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・新たな財源として登録料、競技会参加費の設定を2025年度に理事会において決定し、登録会員規程の改正を行い、規定化している。 ・定款細則において、加盟団体の加盟金に関する規定を定めている。 ・スポンサーシップについても、規程を整備していないが、各スポンサーとそれぞれ協議の上、覚書・契約書等で内容を決めている。	・定款・定款細則・登録会員規程 ・定款及び ・スポンサーシップ

16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(6) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・審判員は、一定の能力があり、資格を取得した人より選定している。公認審判員資格を有した者が、名簿に登録され、競技会開催にあたっての審判員はその名簿から選ばれている。	・公認審判員規程
17	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・倫理に関する関係諸規程の整備その他諸施策に関するここと、登録会員の処分及び登録会員以外の倫理に反する行為に対する措置に関するこことを円滑に行うため、今後、倫理委員会を設置し、年に1回以上、定期的に開催予定。	・倫理委員会規程・倫理委員会名簿 ・倫理委員会開催録
18	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・倫理委員会は、弁護士、公認税理士、外部有識者等を含めて委員会の構成を検討している。	・倫理委員会名簿
19	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・今後役職員向けのコンプライアンス研修を実施予定。	
20	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・審判員を審判技術、経験年数、年齢等の条件に応じて、S級、A級、B級、C級に分類しているが、1年に1回は開催される加盟団体の審判員講習会において、コンプライアンス研修を実施する予定である。	・2024年審判講習会 資料
21	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・法務については、弁護士にいつでも相談出来る体制を整える計画をしている。財務会計については、税理士との顧問契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けると共に、懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。	・顧問契約・業務委託契約書・監査契約書
22	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・会計に関する取引を正確、迅速に処理し、財政状況及び正味財産増減の状況を報告すること、事業活動の計数的統制とその能率的運営を図るための規程を整備し、公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 ・本連盟の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たしている者を監事として選任している。 ・公認税理士による監査を受け、取引の検証、内部統制の評価を受けている他、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	・定款・経理規程・特定費用準備資金等 取扱規程・監査報告書・監事名簿
23	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・法令で定められている法定備置書類（定款、役員名簿、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、監査報告、他）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧出来る状況を整えている。 ・事業・決算報告書をはじめ、各種規程等をWEBサイトで公開予定。	・定款・役員名簿・事業計画・收支予算書・決算報告書
24	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・契約について、重要・軽微を問わず、稟議決裁を経て締結を進めており、客觀性・透明性を持って、慎重な検証を行っている。	・定款・定款細則・登録会員規程
25	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・倫理に関するガイドラインにおいて、セクハラ・暴力行為等に関する相談窓口を設けている。WEBサイト : ark@marble.ocn.ne.jp ・相談窓口に寄せられる情報は、名誉やプライバシーを侵害することとなる可能性があるので、その取扱いには十分注意することを、倫理に関するガイドラインに定める。 ・但し、現在、通報相談の運用（守秘義務、情報取扱い、不利益取扱いの禁止）に関する規程がないため、2025年3月までに整備する予定である。その中に通報は正当な行為であることを規定化する。	・倫理に関する ガイドライン（2025年作成）
26	〔原則10〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること※審査書類提出時から過去4年内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・過去4年間において、本連盟不祥事による外部調査委員会は設置していないため、この項目は該当しない。	
29	〔原則11〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること※審査書類提出時から過去4年内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・過去4年間において、本連盟不祥事による外部調査委員会は設置していないため、この項目は該当しない。	